

佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

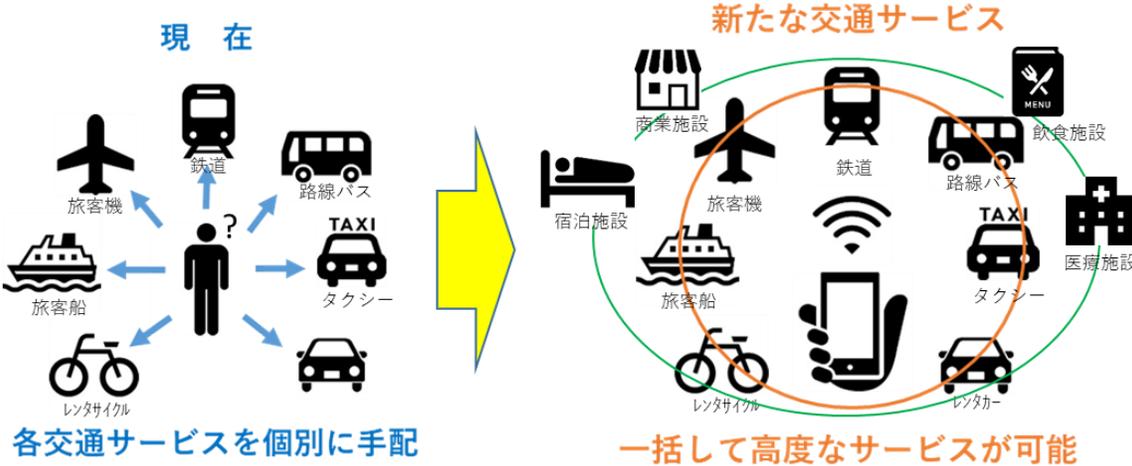
1. 主な改正内容

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、「地域公共交通網形成計画」の名称を「地域公共交通計画」に改める。
- (2) 専門部会の設置を新たに規定し、「佐渡島 MaaS 検討会」を新たに設置する。

《補足説明》

移動と目的がセットになった新しい交通サービスの実現に向けて、政策的な観点で現状課題やビジョンを整理するため本協議会の専門部会として設置し、MaaS 関連企業と連携しながら取り組みます。

※MaaS (マース : Mobility as a Service) イメージ



佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づき、**佐渡市地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）**の作成に関する協議及び**地域公共交通計画**の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した効率的な輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) **地域公共交通計画**の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) **地域公共交通計画**の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) **地域公共交通計画**に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（委員）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員20人以内で組織する。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長には佐渡市副市長をもって充て、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 委員は、指名するものを代理人として会議に出席させることができる。
- 6 会議は、必要に応じて関係者を招集し意見を聞くことができる。

(書面等による会議)

第6条 会長が必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって、委員の意見を求めることができる。この場合において、書面等による会議を第5条の会議に代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会の構成員は協議会で協議が整った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、佐渡市観光振興部交通政策課に置く。

- 2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計基準)

第12条 協議会の会計基準は、佐渡市財務規則（平成16年佐渡市規則第54号）に準拠して、会長が別に定める。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を置く。

2 監査委員は、会長が指名する。

3 監査委員は、協議会の会計を監査し、その結果を会議で報告する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所属	区分
佐渡市副市長	市長が指名する者
佐渡市総合政策監	市長が指名する者
新潟交通佐渡株式会社	関係する公共交通事業者等
佐渡地区ハイヤー協会	関係する公共交通事業者等
佐渡汽船株式会社	関係する公共交通事業者等
新潟交通佐渡労働組合	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
国土交通省北陸信越運輸局交通政策部	地方運輸局長が指名する者
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	地方運輸局長が指名する者
新潟県佐渡地域振興局地域整備部	道路管理者、港湾管理者
佐渡警察署	公安委員会
佐渡市民生委員児童委員協議会	地方公共交通の利用者
佐渡市社会福祉協議会	地方公共交通の利用者
佐渡市老人クラブ連合会	地方公共交通の利用者
佐渡市女性団体連絡協議会	地方公共交通の利用者
佐渡観光交流機構	会議の運営上必要と認められる者
長岡技術科学大学大学院	学識経験者

佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づき、<u>佐渡市地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）</u>の作成に関する協議及び<u>地域公共交通計画</u>の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した効率的な輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>地域公共交通計画</u>の策定及び変更の協議に関する事項 (2) <u>地域公共交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項 (3) <u>地域公共交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関する事項 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項 <p>第3条～第5条 （略）</p> <p><u>(書面等による会議)</u></p> <p><u>第6条 会長が必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって、委員の意見を求めることができる。この場合において、書面等による会議を第5条の会議に代えることができる。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づき、<u>佐渡市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）</u>の作成に関する協議及び<u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した効率的な輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関する事項 (2) <u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項 (3) <u>網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関する事項 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項 <p>第3条～第5条 （略）</p> <p>(加える)</p>

佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第7条 協議会の構成員は協議会で協議が整った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第8条 協議会は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p><u>(専門部会)</u></p> <p><u>第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて専門部会を設置することができる。</u></p> <p><u>2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 協議会の事務局は、佐渡市<u>観光振興部</u>交通政策課に置く。</p> <p>2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議会の経費)</p> <p>第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。</p> <p>(会計基準)</p> <p>第12条 協議会の会計基準は、佐渡市財務規則（平成16年佐渡市規則第54号）に準拠して、会長が別に定める。</p> <p>(監査)</p> <p>第13条 協議会に監査委員を置く。</p> <p>2 監査委員は、会長が指名する。</p> <p>3 監査委員は、協議会の会計を監査し、その結果を会議で報告する。</p>	<p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第6条 協議会の構成員は協議会で協議が整った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第7条 協議会は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(加える)</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の事務局は、佐渡市_____交通政策課に置く。</p> <p>2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議会の経費)</p> <p>第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。</p> <p>(会計基準)</p> <p>第10条 協議会の会計基準は、佐渡市財務規則（平成16年佐渡市規則第54号）に準拠して、会長が別に定める。</p> <p>(監査)</p> <p>第11条 協議会に監査委員を置く。</p> <p>2 監査委員は、会長が指名する。</p> <p>3 監査委員は、協議会の会計を監査し、その結果を会議で報告する。</p>

佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(その他) 第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(その他) 第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>

佐渡島 MaaS 検討会設置規程（案）

（設置）

第1条 佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、協議会設置要綱第9条の規定に基づき、佐渡島 MaaS 検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 検討会は、次世代モビリティサービスの効果的な導入に係る検討及び実証事業に関する意見聴取、調整、連携などを行うことを目的とする。

（組織）

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は、佐渡市観光振興部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、委員長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任することができる。

（委員長）

第4条 委員長は検討会を総括する。

（会議）

第5条 検討会の開催は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるとき、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

（代理出席）

第6条 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

（庶務）

第7条 検討会の庶務は、佐渡市観光振興部交通政策課で行う。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年 月 日から施行する。

2 最初に開かれる検討会は、第5条第1項の規定にかかわらず、協議会が招集する。

別表（第3条関係）

佐渡市観光振興部長
佐渡市総務部デジタル政策主幹
北陸信越運輸局交通政策部交通企画課長
北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
新潟県交通政策局交通政策課長
新潟県佐渡地域振興局地域整備部長
佐渡警察署長
佐渡観光交流機構専務理事
佐渡汽船株式会社本社統括課長
新潟交通佐渡株式会社代表取締役専務
佐渡地区ハイヤー協会会長

別表（第7条関係）

佐渡市観光振興部交通政策課

※検討内容等に応じて、各行政機関内の関係部署も参画する。